

高校生活の心得

1 高校生活の心構えについて

高校生活は、生涯の中で心身の成長が最も著しい時期であり、かけがえのない大切な時間でもあります。

自分の目標をしっかりと立てて、学習はもちろん、部活動や生徒会活動にも参加し、充実した学校生活を送りましょう。

2 登校について

- (1) 8時30分までには必ず教室に入ること。
- (2) 早めに家を出て、余裕をもって登校する。
- (3) 通学時は事故防止に努める。
- (4) バス通学では、「乗車心得」をよく読み、車内でのマナーを守る。

3 欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者を通じて連絡すること。遅刻した場合は必ず所定の手続きを済ませてから、教室に入る。
- (2) 遅刻届について
遅刻したら、必ず入室許可書（遅刻届）に記入し、許可を得て入室すること。
- (3) 早退届について
学級担任の許可を受け、下校する。

4 校内生活について

- (1) 提出物・諸届・許可願等は期限を守って提出する。
- (2) 昼食は教室でとるか、もしくは、担任・その他の先生方の許可を得た場所とする。
- (3) 許可の必要なもの
ア 放送，掲示 イ 発行，刊行物 ウ 集会
エ 施設設備の使用（教室，体育館，武道館，校庭，コートなど）

5 所持品について

- (1) 授業（部・同好会）に必要な物品以外は、学校に持って来ない。
- (2) 所持品（上履き，カバン，教科書，バッグ，傘，靴等）にははっきり記名する。
- (3) 教具・教材の貸借をしない。
- (4) 貴重品の保管に注意し，貴重品袋等を使い，学級担任に預ける。
- (5) 教室内の道具棚を活用し，教室の整理・整頓をする。
- (6) 教室に教科書類を置いて帰らない。（教科で特に許可した物以外は持ち帰る）

6 校外生活について

- (1) 外出時は、高校生としての品位を損なわない服装とする。
- (2) 外出に際しては、必ず行先・用件・帰宅予定時刻等を家人に告げる。
- (3) 不健全な飲食店，遊戯場その他風紀上好ましくない場所には、決して立ち入ってはならない。また、20歳未満を対象としていない商品の購入や使用をしてはならない。
- (4) 夜間外出は禁止する。日没後を夜間とみなす。ただし、家庭の事情でやむを得ず外出する場合は、用事が済み次第速やかに帰宅する。
- (5) 学期中のアルバイトについては原則禁止とする。長期休業中のアルバイトについては職業体験，勤労体験の見地から、条件付きでアルバイトを認める。

(6) 許可の必要なもの

- | | | |
|----------------------|------------|------------|
| ア 旅行 | イ キャンプ | ウ 校外行事集会参加 |
| エ 校外団体加入（「よいらーいき」以外） | | オ 対外試合参加 |
| カ アルバイト | キ 単車・自転車通学 | ク 単車免許取得 |
| ケ 携帯電話所持 | | |

※ 上記許可願は、各担当職員の指示に従うこと。

(7) 遊技場等への出入りについては、鹿児島県青少年保護育成条例等に準ずるものとする。

7 服装について

(1) 男子の制服

- ア 制服は、学校指定の制服を着用する。制服を变形した場合は、学校指定の制服と認めない。
- イ 制服を正しく着用する。（シャツをズボンに入れる〔冬服時〕。第一ボタンをかける。）
- ウ ベルトの色は黒・紺・茶で装飾のないものとする。
- エ 靴は白を基調としたスニーカーまたは黒のローファーとする。
- オ 靴下の色は白・黒・紺の単色とし、丈は足首以上（くるぶし全体が隠れること）、ふくらはぎまでとし、ワンポイントまでは可とする。
- カ 上履き、体育館シューズ、半袖Tシャツは、緑→青→赤の3色で、学年進行とする。

(2) 女子の制服

- ア 制服は、学校指定の制服を着用する。制服を变形した場合は、学校指定の制服と認めない。
- イ 制服を正しく着用する。（スカート丈の規定を守る。第一ボタンをかける。）
- ウ スカートとスラックスを選択することができる。夏用のシャツに関しても、オーバーブラウスとカッターシャツの組合せは各自で選択できるものとする。
- エ スカート丈は、立った状態で膝の中程の長さとする。
- オ 靴は白を基調としたスニーカーまたは黒のローファーとする。
- カ 靴下の色は紺・黒・白の単色とし、丈は足首以上（くるぶし全体が隠れること・スニーカーソックスは不可）、ハイソックスまでとし、ワンポイントまでは可とする。冬のタイツ着用は認めるが、色は黒とし、その上に同色の靴下の着用も可とする。
- キ 上履き、体育館シューズ、半袖Tシャツは、緑→青→赤の3色で、学年進行とする。

(3) 制服の更衣期間

- ア 本人の体調や判断に従って夏服・中間服・冬服のどれでも季節を問わず着用してよい。女子のスカートとスラックスの選択に関しても同様とする。ただし、正しく制服を着用すること。また、儀式では冬服を着用すること。
- イ 中間服の長袖シャツの袖は、折り曲げないことが望ましいが、折り曲げる際はきちんと折り曲げること。但し、儀式の際は折り曲げない。

(4) 男子の頭髪

- ア 清潔で自然な髪型にする。

イ 後頭部は襟元に、横は耳にかからない程度とし、前髪は眉の下線を越えない程度とする。もみあげは耳の中程を基準として、自然な髪型とする。

ウ パーマ・カール・染色・脱色・エクステンション（つけ毛）は認めない。

(5) 女子の頭髪

ア 清潔で自然な髪型にする。

イ 前髪は眉の下線を越えない程度とする。後髪は肩に触れる程度を標準とし、それ以上伸ばす場合は後ろで一つもしくは二つに束ねる。その際、黒・紺・茶のゴムで束ねる。

ウ パーマ・カール・染色・脱色・エクステンション（つけ毛）は認めない。

(6) 防寒着

ア 男女とも上着の下に防寒着を着る場合は、華美でない襟なしのセーター又はベストを着用してよい。その際、上着からはみ出さないこと。（カーディガンは禁止）

イ マフラーを着用する際は、華美でないものとし、脱靴場で着脱すること。

ウ 低体温化を避けるためのひざ掛けの使用を認めるが、華美でないものとする。

(7) その他

ア 通学カバン、補助バッグ（リュック式，肩掛けエナメル製）は学校指定とする。

イ ピアス，ネックレス，指輪などの装飾品の着用を認めない。また，化粧，マニキュア，カラーコンタクト等や色付きリップの使用も認めない。

ウ 休日の登校時の服装は，制服，正課体育服・ジャージ，部活動指定のジャージ等とする。

8 携帯電話（スマートフォン等を含む）について

（以下「携帯電話等」と表記する）

携帯電話等は保護者や生徒の強い要望もあり，次のとおり「校内所持条件」と「校外所持の心得」を定めて許可制とする。基本的には，携帯電話等の所有を推奨するものではなく，放課後，生徒と保護者が連絡に使用したいとの要望に応えるものであり，校内での使用は原則認めないという条件付きである。

【校内所持条件】

- 1 携帯電話契約の際は，フィルタリングを契約の条件とする。
- 2 校内では終日，使用を禁止する。
- 3 校内では，電源を切り，カバンの中に保管し，目に見える状態にしない。

【校外所持の心得】

- 1 使用を禁止しているところでは電源を切る。
- 2 歩きながら，あるいは自転車・単車に乗りながらの使用はしない。
- 3 周りに迷惑にならないような話し方に努める。
- 4 携帯電話にまつわる事件・事故が多発していることを自分のこととして考え，情報モラルをふまえて使用すること。

携帯電話等の所持を希望する生徒は，「携帯電話所持許可願（様式－1・様式－2）」を提出すること。

9 アルバイトについて

(1) 学期中のアルバイトについては原則禁止とする。ただし，報酬を伴わない家業手伝

いは認める。長期休業中のアルバイトについては、アルバイト許可願を提出すること。

10 バス通学について

- (1) 登下校は、時間の余裕を持ち、交通道徳を守り、安全に心がける。
- (2) 駆け込み乗車をしないようにする。
- (3) バス車内では、床に座り込んだり、昇降口、通路付近に立ったりして、乗車・降車の妨げにならないようにする。
- (4) 荷物は通路や座席に置かないで、座席に座っている人はひざの上に、通路に立っている人は網棚の上に置く。
- (5) 乗車中はマナーを守り、他人への迷惑となるような行為はしない。
- (6) 降車の場合は、早めに降車準備をし、迅速に降車する。
- (7) 通学定期券は、使用期間や使用区間に注意し、運転者に正しくはっきりと提示する。

※ 登・下校時、指定された通学路以外を利用して万一事故が起きた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの補償が受けられない場合もあるので注意する。

11 自転車通学について

- (1) 自転車通学許可申請と通学許可について
 - ア 通学希望者は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、担任に提出すること。
 - イ 通学用の自転車は、変形ハンドルでない標準的な車種とする。
(マウンテンバイク、折りたたみ自転車は禁止。電動アシスト付き自転車は許可するが、校内での充電は厳禁。)

ウ 車体検査を実施し、きちんと整備ができていることを確認できた生徒については、代金 200 円と引き替えにステッカーを配布し、正式に通学を許可する。許可ステッカーは所定の位置に貼付すること。車体検査の内容は次のとおりとする。

ブレーキ、ベル、タイヤ（空気圧・摩擦）、チェーン、ライト、反射鏡、荷台（前かごはなくてもよい。）、荷ゴムひも、防犯登録、ヘルメット

- (2) 自転車通学生の心得
 - ア 二人乗り・並進・単車からの走行援助等の違反行為は厳禁とする。
 - イ 事故防止には万全を期するとともに、必ずヘルメットを着用すること。
 - ウ 雨天、冬季においては防寒着の着用を認める。
(校内での防寒着の着用は認めない。)
 - エ 自転車は、所定の場所に置いて必ず施錠すること。
 - オ 上記の諸規定に違反した場合は、通学許可の取り消しを含めて厳しく指導する。

12 単車通学について

- (1) 単車通学許可は、単車通学を希望し、次の条件を満たす生徒に限る。
 - ア 学校を起点に通学距離が 5 km 以上の地区に居住する生徒。ただし、1 年生は夏休み以降に受験を許可し、2 学期より通学を許可する。
 - イ 通学距離が 4 km 以上の地区に居住する生徒で、部活動に入部して真面目に活動している生徒。
 - ウ 南種子町からスクールバスを利用する 1 年生でバス停までの単車通学を希望する生徒については、夏休み以降受験を許可し、2 学期よりバス停までの通学を許可する。ただし、最寄りのバス停を起点に 3 km 以上の地区に居住していることを原則とし、駐輪場については指定駐輪場又は許可を受けた駐輪場とする。また、条件を満

たさない場合で、道路事情などにより通学希望する場合は、保護者申し出の上、別途審議し、許可する。

エ 南種子町からスクールバスを利用する生徒で2年次より単車通学を希望する生徒は、1年次の3学期以降受験を許可する。ただし、免許取得した生徒であっても原則として単車の使用は2年次の4月からとする。

オ 諸会費等の滞納がない生徒。

(2) 単車の運転免許取得について

ア 単車運転免許取得は、生徒・保護者連署で申請し、校長がこれを許可する。

イ 単車運転免許取得申請は、通学に必要な生徒に限る。また、諸会費等の滞納がないこと。但し、通学許可条件を満たさない者で、家業手伝い等のやむを得ない理由で単車の免許取得を希望する生徒については、別途審議する。

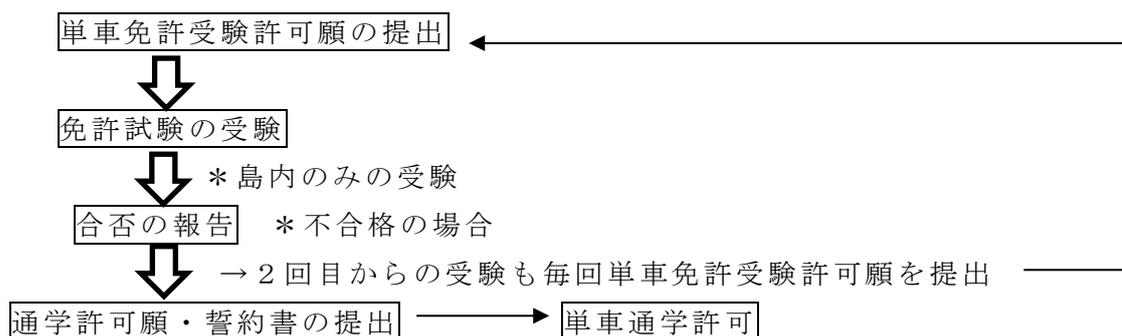
ウ 受験地は島内とし、長期休業中であることを原則とするがやむを得ない場合は平日受験も認める。

エ 過去に交通関係で指導を受けた生徒の受験は許可しないこともある。

オ 単車通学が認められた者は、必ず学校指定の通学許可プレートを装着する。

カ 受験する者は、「単車免許受験許可願」に必要な事項を記入し、許可を受けること。詳細な許可の流れについては、次のとおりとする。

〈許可の流れ〉



(3) 単車について

ア 通学用の単車は実用タイプ（カブタイプ）又はスクーターとする。スポーツタイプは、認めない。なお、カバン置き用の荷台を必ず設置すること。また、専門業者の車体検査に合格したものに限る。

イ 通学許可プレートは単車の所定の位置に装着する。

ウ ヘルメットは、白色のZ型または白系のフルフェイス型のもを着用することとし、風防は透明とし、ヘルメット後部に緑色のラインを2本入れること。

(4) 単車通学の心得について

ア 服装について、男子は上下制服とする。女子は、上は制服とし、下はジャージ（スラックスも可）とする。雨天、冬季においては防寒着等の着用を認める。（校内での防寒着等の着用は認めない。）

イ かばんや荷物は必ず荷台へくくりつける。足下に置いたり、ハンドル下のフックに掛けたりして運転してはならない（交通法規の遵守）。

ウ 単車使用は通学が目的であり、遊び等に使用してはならない。

エ 単車は所定の場所に駐車し、必ず施錠すること。

- オ 校内乗車は禁止する。校内ではエンジンを止め、押して所定の置き場まで行くこと。
- カ 通学路の決定は、安全走行を第一とし、登下校には申告道路を必ず通ること。
- キ 定期的に、車体検査を実施する。
- ク 走行中は法定速度等の交通法規を遵守し、並進・二人乗り・無免許帮助・けん引等の違反行為はしてはならない。
- ケ 上記事項に違反した場合は、通学許可取り消しを含めて厳しく指導する。